



国民年金保険料の納付が困難なときは… 活用しよう「免除・納付猶予制度」

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、世代を超えて支え合う制度です。本年度の国民年金保険料は、月額1万7510円です。

納めるのが困難なときは

経済的な事情などで国民年金保険料を納めることが難しいときは、申請して承認されると納付が免除または猶予される制度があります。

この制度を活用せずに、国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金だけでなく、障がいの状態になったときの障害基礎年金なども受けられない場合があります。免除・納付猶予制度を上手に活用しましょう。

「免除」制度

本人、配偶者、世帯主、それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請により国民年金保険料の全額または一部が免除されます。

また、免除の所得基準を超えていても、退職や失業などで国民年金保険料の納付が困難になったときは、特例で免除を受けられます。

一部免除が承認された場合

一部免除には、所得に応じて▼4分の3免除▼2分の1免除▼4分の1免除の3種類があります。

※例えば4分の3免除の場合、残りの4分の1を納付する必要があります。これが未納のままだと年金を受けられない場合があります

マイナポータルで オンライン 申請が できます！



国民年金保険料の免除・納付猶予申請をはじめ、国民年金に関する申請は、マイナンバーカードがあれば、マイナポータル(※)からも行えます。

マイナポータルを利用することで、スマートフォンやパソコンで簡単に申請書を作成することができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



※国が運営する行政手続きのオンライン窓口です。電子申請ができるほか、行政機関からのお知らせを受け取ることができます



国保税の納付を忘れずに



本年度の国民健康保険税(以下、国保税)の税率などは、左表のとおりです。

納税通知書は7月中旬に世帯主(納税義務者)宛てに送付します。納付回数は原則7月から翌年2月までの8回ですが、年度途中から国保に加入した人は、届け出をした日の翌月から納付が始まり、納付回数も異なります。

詳しくは、納税通知書に同封している「令和7年度国民健康保険税のお知らせ」をご覧ください。

令和7年度 国保税の税率・課税限度額			
区分	税率など	課税限度額	
医療給付費分	所得割	6.5%	66万円
	均等割	16,500円	
	平等割	16,300円	
後期高齢者支援金等分	所得割	2.5%	26万円
	均等割	9,500円	
	平等割	7,000円	
介護納付金分(40歳～64歳)	所得割	2.0%	17万円
	均等割	7,900円	
	平等割	7,800円	

▶所得割…国保加入者の所得に応じる分▶均等割…1人当たりの金額▶平等割…1世帯当たりの金額

国保税の軽減・減免制度

■軽減制度

次の人は左記窓口へ届け出ることで軽減されます。



▲詳しくは、市ホームページへ

。倒産や解雇などにより離職した人(離職日時点で65歳未満)で、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人(オンライン申請も可能)
。出産した、または出産予定の人(※)
※妊娠85日以上の方を指し、早産、流産などを含みます

■減免制度

次の理由で納付が困難な人は、納期限の7日前までに左記窓口へ申請することで減免されます。
。災害で住宅などに損害があった
。失業(定年退職、自己都合の退職は除く)などで大幅な所得減少(前年比50%以下)があった

【問い合わせ】

▽本館市民税課 ☎41-3526
▽各総合支所税務会計係(大迫 ☎41-3125、石鳥谷 ☎41-3445、東和 ☎41-6515)

生活に余裕が できたら「追納」を

免除や納付猶予が承認されると、納めなければならない保険料は少なくなります。その分、将来受け取る老齢基礎年金も少なくなります。
当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができ、追納制度を利用することで、免除・納付猶予制度を活用せずに保険料を納めた場合と同じ老齢基礎年金額を受け取ることができます。

産前産後期間の保険料免除制度

出産予定日の1ヵ月(多胎妊娠の場合は3ヵ月)前から出産予定月の2ヵ月後までの保険料の納付は、申請で免除されます。

※この場合の出産は、妊娠85日以上の分娩を指し、早産、流産などを含みます

「納付猶予」制度

50歳未満の人で、本人、配偶者のそれぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると国民年金保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度

前年の所得が一定基準以下の大学生などは、申請して承認されると国民年金保険料の納付が猶予されます。

申請の受付期間

免除・納付猶予制度は、原則、申

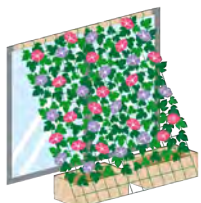


省エネで快適な夏を過ごそう 家庭でできる省エネ

【問い合わせ】本館生活環境課(☎41-3543)

エアコンの省エネメニュー

。室内を冷やしすぎない
。定期的にフィルターを掃除する
。グリーンカーテンや遮光カーテンで、日差しが窓から部屋に入るのを防ぐ



その他の省エネメニュー

■照明
。白熱電球から、電球型蛍光灯や電球形LEDランプに交換する
。明るさ調節できる照明は明るすぎないよう調節する
。使っていない部屋の電気を消す

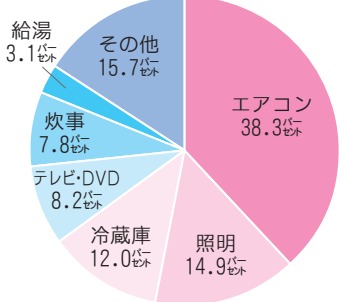


■冷蔵庫

。温度設定を調節して冷やしすぎない温度にする
。扉を開ける時間を減らす
。食品を詰め込みすぎないようにする



夏の午後7時ごろの電気使用割合



※経済産業省「夏季の省エネメニュー ご家庭の皆様」(令和7年5月発行)をもとに作成